

渥美半島田原市応援寄附返礼品審査基準 (渥美半島田原市応援寄附推進事業実施要領第7条)

返礼品の認定に当たっては、以下の要件に基づき総合的に勘案して決定するものとする。

要 件

(1) 事業者要件

- 渥美半島田原市応援寄附推進事業実施要領（以下「要領」という。）第2条に規定するものほか、以下の事項に該当する者とする。
 - (1) 生産、発送等において、関係法令を遵守していること。
 - (2) 市税等の滞納がないこと。団体の場合は、団体の代表者に滞納がないこと。
 - (3) 市内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店又は事業所若しくは工場等の主たる生産拠点を有している法人、団体若しくは個人事業者であること。ただし、当該事業者の返礼品が、市内で提供するサービスの利用券等、本市の魅力のPR及び地域振興に資するものとして市長が認める場合は、この限りでない。
 - (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
 - (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、市長及び取りまとめ業者と電子メールにより連絡がとれること。
 - (6) 食品を取り扱う場合は、市長による定期的な調査、確認及び実地調査に応じられること。また、平成31年総務省告示第179号第5条の基準（以下「地場産品基準」という。）や食品表示法（平成25年法律第70号）において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存すること。
 - (7) 渥美半島田原市応援寄附事業者登録申込書（様式第1号。）に記載の誓約事項に全て同意し、市長に提出すること。

○第2条第1項第3号のただし書きに規定する事業者は、要領に規定する要件のほか、原則次の要件を全て満たす者を対象とする。

- ①市内でサービス等が提供される利用券・クーポン（電子クーポン含む）等を返礼品として提供する者で、現に全国に多くの会員・利用者等を有する事業者であること。
- ②当該会員・利用者等に対して本市の返礼品を広く訴求するためには、当該事業者が提供又は使用するシステム又は仕組み等を利用する必要があること。

■対象事業者例

楽天グループ株式会社	（楽天トラベルクーポン）	楽天ふるさと納税
株式会社JTB	（JTBふるさと旅行クーポン）	さとふる
株式会社DMCaizu	（ふるさと応援納税電子クーポン）	ふるさと応援納税

※上記市外事業者からの申請は、当該事業者が提供又は使用するシステム又は仕組みを本市ふるさと納税において利用する旨を申請するものとし、当該システム又は仕組みを通じて個別の返礼品（サービス等）を提供する事業者についても、市税等の滞納がないことを要件とする。

(2) 返礼品要件

○本市のイメージ向上につながる商品又はサービス等で、要領第3条に規定するもののほか、以下の事項に該当するものとする。

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準をはじめ、その他総務省や愛知県が示す基準を満たす本市の地域産品等。
- (2) 渥美半島田原市応援寄附返礼品認定申請書（様式第2号。）に記載の誓約事項を全て満たしたもの。
- (3) 同種品と生産者、商品名、パッケージ、品質、容量又は商品の組合せ等の特徴により、明確な差別化ができるもの。
- (4) 取りまとめ業者の指定する宅配業者により配送が可能なものの。ただし、電子クーポン等データでの送付が可能な場合は、この限りでない。
- (5) 返礼品の価格（梱包代金、消費税及び地方消費税を含む。）は、寄附金額の3割以下とする。
※寄附金額は千円単位とし、返礼品の価格や送料等から総合的に判断して、別途定める基準に従い市長が決定する。
- (6) 体験、サービス等については次の要件を満たすこと。
 - ・渥美半島の地理、気候などを活かした市内において提供される体験やサービス等であること。
 - ・寄附者に対して、その体験やサービス等の提供を受けられることが把握できる利用券等を発行し、サービス内容、利用期限、キャンセル規定等を明記すること。また、記名又は通し番号を付記する等、転売防止措置を講じること。
 - ・利用券等は原則送付後6か月以上の有効期限を設けること。ただし、日時指定のものはこの限りではない。
 - ・天候等の理由によりサービス等の提供ができない場合について、代替日の設定や代替品を設けるなど対応について明確にすること。
- (7) その他返礼品にふさわしいものとして市長が認定したもの。